

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

沢目団地を廃止する等のため、本条例を制定するものであります。

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

別表1 公営住宅の表中沢目団地の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。